

(仮称) 奈良県立特別学校施設整備基本計画策定業務委託 事業者選定評価基準

項目	評価基準	配点
1.企画力（企画提案書）		60点
	＜評価テーマ①＞（安全性を考慮した動線や施設配置） ○肢体不自由の児童生徒や医療的ケアが必要な児童生徒、知的障害のある児童生徒など多様な障害を有する児童生徒が安全で快適に学校生活を過ごせるようなアイデアが提示されているか。	（20点）※
	＜評価テーマ②＞（円滑な教育活動が実施可能となる共用施設の整備） ○体育館やプールなどの共用施設で行事や授業が円滑に実施できるような整備のアイデアが提示されているか。	（20点）※
	＜評価テーマ③＞（学校周辺の住環境の維持や地域との交流を踏まえた施設整備） ○地域との良好な関係を築くために周辺地域の静謐な住環境に影響を及ぼさないよう施設配置や建物構造を工夫するとともに児童生徒の安全を確保しつつ、地域住民と交流しやすい施設とするためのアイデアが提示されているか。	（20点）※
2.業務の実施体制（様式3-2、様式5、様式6、様式7）		20点
	○技術者資格（上限5点） ①技術士（総合技術管理部門（建設））の「都市及び地方計画」又は技術士（建設部門）の「都市及び地方計画」又は「一級建築士」の資格を有する者 管理技術者で配置 2点 担当技術者で配置 2点 照査技術者で配置 1点 ②RCCMの「都市計画及び地方計画」の資格を有する者 管理技術者で配置 1点 担当技術者で配置 1点 照査技術者で配置 0.5点 ③上記①②以外の者 管理技術者で配置 0点 担当技術者で配置 0点 照査技術者で配置 0点 ○業務実績（上限5点） 平成28年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） 同種業務：国又は地方公共団体が発注した特別支援学校の改修又は建設に係る基本構想または基本計画策定に係る業務 類似業務：国又は地方公共団体が発注した特別支援学校を除く学校の改修又は建設に係る基本構想・基本計画策定に係る業務 ①同種業務の実績がある者 管理技術者で配置 3点 担当技術者で配置 2点 ②類似業務の実績が2件以上ある者 管理技術者で配置 2点 担当技術者で配置 1点 ③類似業務の実績がある者 管理技術者で配置 1点 担当技術者で配置 0.5点 ④上記①②③以外の者 管理技術者で配置 0点 担当技術者で配置 0点	（10点）
	○実施体制は適切か。 ○業務実施過程において、的確な指導及び助言が期待できるか。 ○業務スケジュールは適切か。	（10点）※
3.提案者の実績（様式3-1）	○今回の委託業務に関連の深い業務実績があるか。 平成28年4月1日から公告の日までに完了した、特別支援学校の改修又は建設に係る基本構想・基本計画策定の元請実績を有している→10点 平成28年4月1日から公告の日までに完了した、特別支援学校を除く学校の改修又は建設に係る基本構想・基本計画策定の元請実績を有している→8点 平成28年4月1日から公告の日までに完了した、学校以外の公共施設又は公用施設の改修又は建設に係る基本構想・基本計画策定の元請実績を有している→6点	10点
4.見積金額	○委託料上限額以下の有効な見積を評価対象とする。見積価格が委託料上限額から一定率下がるごとに基準点に加点。 $A = (\text{見積価格}) / (\text{委託料上限額}) \times 100$ Aが95以上100以下の場合→6点 Aが90以上95未満の場合→8点 Aが90未満の場合→10点	10点

（合計点数：100点満点）

※選定委員は5段階評価で採点し、その点数に評価係数を掛けて評価点とする。

	A	B	C	D	E
評価	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

- 最低基準点は各選定委員の総合得点の6割とする。総合得点が6割に満たない場合は契約の相手方候補としない。
提案者が1者の場合は、各選定委員の総合得点の6割以上で、かつ選定審査会の合議により認められた場合は、当該提案者を契約の相手方候補とする。
- 全選定委員の評価点の総合最高得点が2者以上いる場合は、以下の順位により評価項目の全選定委員の評価点の総合得点により決定する。
- 1.提案力→2.業務の実施体制→3.提案者の実績→4.見積金額